

海陽町「就学校の指定変更・区域外就学」について

海陽町教育委員会

このことについては、平成18年3月30日に「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（平成18年文部科学省令第5号）が公布され、平成18年4月1日より施行されることに伴い、施行規則第33条の規定により定めるものです。

1. 就学の区域、学校の指定について
海陽町教育委員会は、学校教育法施行令第1条の1に従い、海陽町内の区域内に住所を有する児童・生徒に対する学齢簿を作成する。
学校施行令第5条の2に従い、海陽町の児童・生徒に対し、入学期日の通知において、就学予定者の就学すべき小学校または中学校を指定する。
2. 区域外就学について
区域外就学とは、海陽町以外に住所を有する児童生徒に対して、海陽町立小中学校への就学を認めることである。
※
(1) 海陽町以外に住所を有する教育委員会と海陽町教育委員会の双方が協議し、区域外就学が認められた場合に限る。（許可されない場合は住民登録が必要である）
(2) 区域外就学を希望する場合は、原則として就学日の一ヶ月前に、その児童・生徒の住所を有する教育委員会に「指定学校変更申立書」を提出しなければならない。
3. 指定校変更について
指定校変更とは、海陽町に住所を有する児童生徒に対して、指定された就学区域以外の海陽町立小中学校へ就学を認めることである。

許可の条件

理 由	事 例	区域外 就学	指定校 変更
養育に関するもの	児童生徒が帰宅した時、家には誰もいないので祖母宅等の居住地の学校へ通学を希望する。	○	○
住宅の建替・購入等に関する事	住所変更前でも、住宅の構築・購入等により、転出(転居)することが確実で、無理なく通学を希望する。住民票を移したが、転居ができず従来の学校に通学を希望する。	○	○
進路指導に関する事	最終学年(小6, 中3)になってからの住所変更で通学を希望する。	○	○
家庭環境に関する事	家庭の事情により住民票の異動が困難であるが通学を希望する。	○	○
身体的理由に関する事	病弱・肢体不自由等の理由により希望する。	○	○
「いじめ」に関する事	「いじめ」等により心身の安全性が脅かされる恐れがあり希望する。	○	○
部活動に関する事	指定校に設置されていない部活動への入部が適当と判断され希望する。	×	×

- (備考) (1) 許可されない場合は、住民の登録が必要である。
(2) いずれの場合も保護者・学校長・町教委との相談(面談)の上で認められる。
※ 就学援助費等、様々な援助費に関しては海陽町に住所登録があれば受け取る事ができる。

(附則)

この規則は、平成20年2月1日より施行する。
平成22年 8月19日一部改訂
平成26年 5月23日一部改訂
平成27年 2月18日一部改訂
平成27年10月19日一部改訂